

第 21 回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

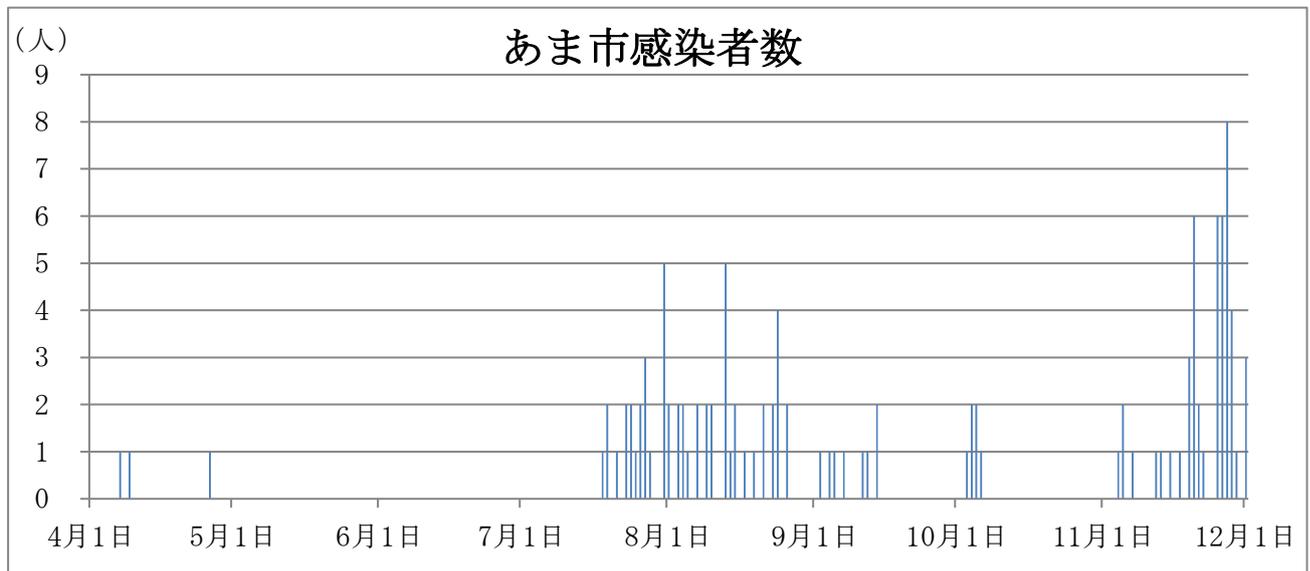
(1) 感染予防対策の徹底について

○現状について

本市においては、11月だけでも45人、累計で115人の感染者が発生している。11月27日には過去最多の8人の感染者が確認されるなど、11月中旬以降、感染者は急増し、11月22日から28日の1週間で25人の感染者が発生していることから、誰もがいつ感染してもおかしくない「緊急事態」といえる。

「コロナ疲れ」との指摘もある中、この緊急事態を乗り越えるために、今一度感染予防対策を徹底することが必要である。

また、今後もこのような感染状況が続くと、市公共施設や市主催によるイベント、委員会等においてクラスターが発生してしまう恐れがあるため、休館の基準や開催条件について検討しなければならない。



○感染予防対策の徹底について

市民や職員には、対策本部会議において決定した感染予防対策、感染拡大防止対策について協力いただいているところであるが、本市における感染者数が急増したことから、さらなる感染拡大防止の対策が必要である。

これ以上の感染拡大を防止するため、11月27日には今後3週間、不要不急の外出を控えていただきたい旨の発信を行った。また、12月4日には「小中学生のいるご家庭へのお願い」として家庭内の感染対策を市長メッセージという形で発信する予定である。

庁舎においても、来庁する市民に正しい消毒を習慣的に行ってもらうため、非接触式の自動手指消毒器を本庁舎、甚目寺庁舎等の玄関に今週中に設置する。

職員に対しては、引き続きの新しい生活様式（3密の回避、マスクの着用、手洗いうがい、消毒等）の実践をお願いしたい。

また、職場内における新型コロナウイルス感染者の発生に備え、第19回の対策本部会議で決定した「感染症状が出現または陽性者と接触時のフローチャート」や「感染症状が出現した場合の所属課対応」を再確認し、感染者が発生した場合にスムーズに対応できる体制を整えていただきたい。

○市公共施設の利用について

公共施設の利用については、一部制限を設けてはいるものの、新しい生活様式等の実践を条件に利用できることとしている。また、感染者が施設を利用したことが判明した場合は、施設を消毒の上、休館等の対応をとっている。

国又は県の緊急事態宣言が発出された場合は、公共施設を即座に休館する必要がある。

また、市内における感染リスクが高まっている現在、下記の条件が、2つ以上同時に発生した場合に、休館について検討する必要がある。

【休館の判断基準（例）】

条件	1 市内の飲食店等でクラスターが発生した場合 2 市内で1週間の感染者数が合計で20人を超えた場合 3 市公共施設（庁舎を除く）において1週間に3か所で感染者が確認された場合
----	---

※1週間は日曜日から土曜日までを基準とする

⇒その休館等の期間をいつまでとするか(例:3週間)

○イベント等の開催について

イベント等については、今年度分の開催の有無はほぼ決定しているが、来年度については、その考え方が定まっていない。

イベントにより、屋内外、参加人数、参加する人物、飲食の有無、歓声・声援を伴うものなど条件が異っているが、イベントを開催するか否か、また開催する場合はどのように開催するか等について基準を示す必要がある。

なお、国又は県の緊急事態宣言が発出された場合は、イベント等をすべて中止とする。

また、開催の判断基準として、市公共施設と同様に、中止の条件が2つ以上同時に発生した場合に、イベントを中止するかについても、検討しなければならない。

【開催の判断基準（例）】

開催する場合の絶対事項
1 3密の回避 2 体温測定 3 マスクの着用 4 その他基本的な感染予防対策
中止の条件
1 市内の飲食店等でクラスターが発生した場合 2 市内で1週間の感染者数が合計で20人を超えた場合 3 市公共施設（庁舎を除く）において1週間に3か所で感染者が確認された場合

※1週間は日曜日から土曜日までを基準とする

○委員会・会議等の開催について

委員会・会議等の開催については、その委員会・会議等の趣旨により開催、書面会議、中止の判断を各所属長により判断をいただいているが、その基準を設ける必要性の有無について検討する必要がある。